

役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人まり福祉会の役員（理事、監事）及び評議員並びに評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員等とは、理事、監事及び評議員並びに評議員選任・解任委員をいう。

(理事会等の出席)

第3条 役員等が理事会等（理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会）に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

2 交通費については、別途定める旅費規程によるものとする。

(理事の報酬)

第4条 理事長が理事会等出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 理事が理事会等出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 交通費については、別途定める旅費規程によるものとする。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 交通費については、別途定める旅費規程によるものとする。

(評議員の報酬)

第6条 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 交通費については、別途定める旅費規程によるものとする。

(出張報酬等)

第7条 役員等が、法人業務等のため出張する場合は、別表3により報酬を支給することができる。

2 交通費については、別途定める旅費規程によるものとする。

3 業務遂行に必要な経費（会議出席負担金等）を、実費を原則として支給できる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

1 この規程は、平成19年1月1日より適用する

2 この規程は、平成26年4月1日より適用する

3 この規程は、平成29年6月28日より適用する